時事新報

ヘリソン氏の政策

豫て待構へ居たる米國大統領撰擧の結果は別項の電報に見ゆるが如くヘリソン氏の勝利となりたるよしなれども其報至て簡單なれば兩黨點數の割合は如何なりしや又其點數の調べは精確にして跡に紛議の起るべき氣遣なきや我輩の最も知らんと欲する所にして特に前々の例に照せば點數調べは常に葛藤の起り易き原因なるが故に一時或はヘリソン氏多數を占めたりと定まりながらも反對黨より之れに故障を挾みて却て其爭を飜へすなきを期す可らず要するに撰擧の一事は非常に入組みたる者なれば簡單なる電報に依て其結果は愈々此の如くなる可しと速了の斷を下すは暫く我輩の憚る所なれども クレヴランド 氏の人望は就職の初に較べて今日大に劣る所あるの事迹は蓋し蔽ふ可らざるなり隨てヘリソン氏は其虚に乘じて敵の弱點を衝きたればこそ意外の勝を收めたるならんと思はるゝことの次第は外ならずクレヴランド氏の政策は關稅改革を以てデモクラット黨議の第一綱領となし大に關稅の收入を省て豫て始末に窮し居たる國庫餘剩金の處分を附け又外國よりの輸入品に課したる禁止稅の率を緩めて內地の消費者に便利を與へんことを期したるにレパブリカン黨は之れを聽て承諾せずして曰く關稅改革の一語は反對黨が吾人を瞞着せんとする遁言に外ならず關稅改革の文字を使用するときは俗人の耳を驚かさずしてその改革を行ひ得るの望あるが故に陽に斯る曖昧不明の言葉を飾り以て其野心を遂げんとするは男子の所業に非ず關稅改正の文字を正當に飜譯すれば我國稅關の關門を撤去し稅法に奇異なる變革を加へ內國品が最も競爭を恐るゝ外國品を無稅と爲して我國の勞働者を困難の地に陷らしめ又製產家を救ふ可らざるの穽に擠すに外ならざるなり我黨は保護稅法は亞米利加建國の大本にして國民の須臾くも離る可らざる骨髓なるを主張し反對黨の主義とする自由貿易論は憲法の本體を傷くる謬說なりと信ずるが故に保護自由二政策の得失を論ずるに當りては我黨は公然己れを守り敵を駁して憚らざれども反對黨は正々堂々の陣をも張らず自由貿易の主義を何れの處にか隱蔽して狡猾にも關稅改革の新語を作り其文字の人を瞞着し易きを利して我黨に攻擊を試みんとするが如きは甚だ卑劣の手段なれば先づ其假面を打破して[illegible]の弱點を暴露せしめざる可らず方今國庫に[illegible]たる其餘剩は國民の財貨を流通社會より引去て金融の運行を妨げたる結果を來して其害容易ならざれば之を救ふの方法を立ること大切ならざるに非ずと雖も左ればとて建國の大本たる保護制度を破らんとは敵黨の解せざる所なり國庫に堆積する無用の貯金を世に散じて併て內外の稅額を國の必要の支出に應じ得べき程度に減じて財政の整理を計るは我黨に於て不同意なきのみならず大會議（六月十九日シカゴ府に開きたるレパブリカン黨の大會議を云ふ）に於て我黨は其整理の方法を示して熱心に論辨したり然るに我保護主義に抗する者は此問題を利用して我關稅法を攻擊するの一口實となし口には歲出入の平均を計て同時に國庫の餘剩を減ずるより外に目的なしと主張すれども實は彼等の主義とする極端の自由政策を今日に行はんとするに相違ある可らず我黨は關稅改正など文字章句の末節を爭ふ者に非ずして保護自由の政策上大に雌雄を試みんと欲するが故に國庫餘剩金の始末と歲出入平均の方法とに就ては其手段も少からず未だ償却を了はらざる公債も莫大なれば國庫現在の貯積を以て次第に之れを償還して後世子孫に其煩なからしむるは得策ならん此手段は法律の許す所にして米國の憲法に妨げなきのみならず民間に流通の便を與ふると亦少からざるべし

（未完）

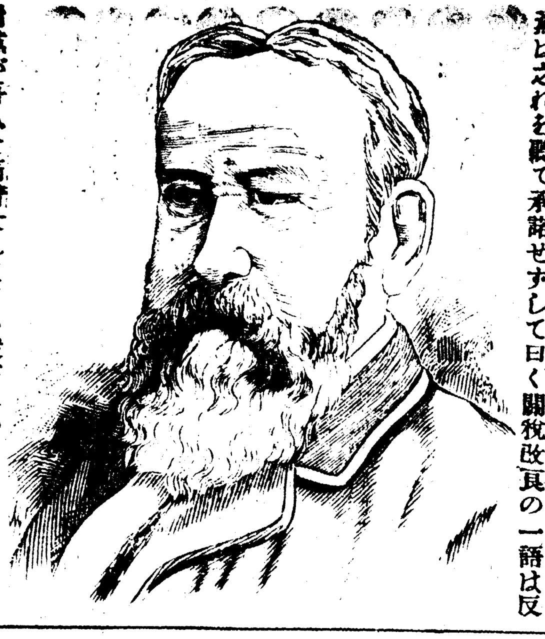

小生儀至急歸縣致候ニ付訣別ノ禮ヲ缺ク乍略儀辱知諸君ニ謝ス
秋田縣尾去澤鑛山
笠原秀夫

賣却品延期廣告
一各種小銃貨包外八點
右來ル十六日公賣開札ノ旨廣告セシ處都合ニ依リ來ル廿六日マデ延期候條此旨更ニ廣告ス

一ドイツ產狩犬 四疋
一イギリス產狩犬 二疋
右賣却致度ニ付御望ノ諸君ハ下名ヘ至急御通知ヲ乞

●和
來ル十日十
諸■ニ骨董
四方ノ諸君

官報

○朕貨幣條例中追加改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿一年十一月六日

內閣總理大臣伯爵黑田淸隆

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第七十四號

明治八年（六月）第百八號布告貨幣條例中貨幣略圖幷品位量目表補助銀貨五錢ノ次ニ左ノ一表ヲ加フ

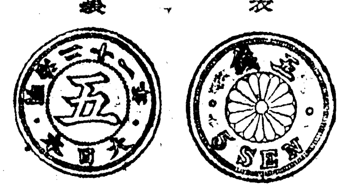

白銅貨 五錢	徑 曲尺	量目	性合
表 裏	六分八厘	日本 一匁二厘四毛二 英吉利 七十二ゲレイン	「ニッケル」 二、五 銅 七、五
以二十枚換一圓			

同條例貨幣通用制限中補助銅貨通用制限ノ項左ノ通改正ス

補助ノ白銅貨（卽五錢）及銅貨（卽二錢一錢半錢一厘）ハ都テ一口ノ拂方ニ一圓ノ高ヲ限ルヘシ

○農商務省告示第八號

今般白耳義國アンヴエル府ニ於テ商業工業及ヒ各國ノ民種風俗ニ關スル博物館開設有之ニ付左ニ本館ノ規則ヲ示ス

明治廿一年十一月八日 農商務大臣伯爵井上馨

白耳義國アンヴエル府商業工業及ヒ各國ノ民種風俗ニ關スル博物館規則

第一條 本館ノ目的ハ下ニ列擧スルカ如シ

第一 アンヴエル港ニ向テ輸出スル地方ニ於テ製造若クハ產出スル物品ノ種類品質價格及荷造方法等ヲ輸入商及外國人ニ知ラシムル事

第二 外國ノ市場又ハ商品ノ競賣ニ關スル書類ニ由テ商業家及ヒ工業家ニ報告ヲ爲シ並ニ右ノ市場ニ關スル特別ノ出版物ヲ其觀覽ニ供スル事

第三 諸外國ノ地理特ニ其海岸港灣ニ關スル報告ヲ公衆ニ示ス事

第四 工業ニ有益ナル外國ノ物產及ヒ原料等ニ就キ工業者ニ報告スル事

第五 歐洲諸國ノ工業家カ海外諸國ニ於テ販賣スルカ爲メ製造スル物品ニ付其消費者ノ嗜好ニ應ス可キ種類、解說、賣價並ニ荷造リ及ヒ調製ノ方法等ヲ工業家ニ報告スル事

第二條 右ノ目的ヲ達スルカ爲メ前記ノ種類中ニ包含ス可キ物品ヲ博物館內ニ展列シ地圖及ヒ出版物モ亦公衆ノ觀覽ニ供ス

第三條 博物館ハ無料ニテ公衆ノ入場ヲ許ス

第四條 博物館ノ監督ハアンヴエル府會ヨリ命シタル事務委員ニ於テ之ヲ行フ

事務委員ノ任期ヲ六箇年トシ二年コトニ其全數ノ三分ノ一ヲ改任ス其職務ハ無給トス

其副館長、會計主任及ヒ書記ハ事務委員中ヨリ互撰ス

第五條 博物館ハ每日午前十時ヨリ午後一時マテ開場ス

第六條 事務委員會ノ書記ハ右ノ時間ニ於テ此規則第一條ニ掲ケタル各種ノ報告書ヲ公衆ノ觀覽ニ供ス可シ

報告書ヲ得ント欲スル者ハ其旨ヲ書面ニ認メ之ニ記名調印ヲ爲ス可シ

書記ハ事務委員會ノ認可ヲ得テ書記補ヲ命スルヲ得ヘシ書記補ハ事務委員會ニ於テ其定額內ニ於テ定メタル若干ノ年俸ヲ受ケ事務委員會ニ出席シテ意見ヲ陳フルコトヲ得ルモ其議決ノ數ニ加ハルヲ得ス

第七條 事務委員會ハ主部ノ發議ニ由リ博物館ニ陳列ス可キ物品及ヒ出版物ノ種類ヲ定ム又其陳列ノ都合ニ依リテ物品ヲ處分シ並ニ建物ノ廣狹ニ應シテ出品ノ數量ヲ減スルハ總ヘテ事務委員會ノ權理ニ屬ス

第八條 凡ソ出品ハ其出品ヲ許容シタル日ヨリアンヴエル府ノ所有ニ歸スル者トス

第九條 事務委員會ハ出品人ニ對シ其物品ノ陳列及ヒ其容レ物ノ品質形狀ニ就キ特別ノ條件ヲ命スルヲ得

第十條 右ノ要款ニ依リ陳列場ハ無料ニテ之ヲ付與シ又博物館ヨリ出品人及ヒ縱覽人ノ爲メニ諸種ノ用務ヲ爲スモ總テ其手數料ヲ受ケス

第十一條 博物館書記ニ宛テタル通信書ハ郵稅前拂タル可シ書記ヨリ發スル返信ハ郵稅先拂トス

第十二條 事務委員會ハ館長ノ招集ニ由リテ其會議ヲ開キ內部ノ秩序、物品ノ處分博物館內部ノ組織等ニ關スル一切ノ事項ヲ規定ス

第十三條 博物館ニ關スル費用ハ贈遺、補助、寄附等ヨリ生スル金額ノ外總ヘテアンヴエル府ノ負擔ニ屬ス

第十四條 事務委員會ニ於テ每年經費豫算書ヲ調成シテ之ヲ府廳ニ出スヘシ

事務委員會檢閱認可

書記 アルフレー、ゼーラン

館長 レオポール、ド、ワエル

○雜誌發行停止 政論第十一號は治安を妨害するものと認め自今發行停止の上發賣頒布を禁止せられたり

○勅令第七十三號參照（前號ノ續）

第六節 右ノ手續ヲ以テ引取リタル證書ヲ更ニ他人ニ（外國人ヲ除ク）讓リ渡ス時モ都テ前條ノ手續ニ從テ之ヲ處置スヘシ

第七節 新舊公債證書ヲ管轄違ヒニテ讓渡賣買等ノ事アレハ甲ノ地方管廳ヨリハ卽日乙ノ地方管廳ヘ其證書ノ種類記號金高及ヒ名面取引ノ年月日ヲ詳記シ送達スル時直ニ公債牒簿上ヲ削除スヘシ尤此時證書ヘ割印ヲ爲スニ不及乙管廳ニテハ右送達書ヲ得タレハ直ニ其旨ヲ甲管廳ヘ回報スヘシ尤甲管廳ヨリ乙管廳ヘ送達ノ封書ヲ都合ニ因テ讓受買受人ヘ托シテ送達スルモ妨ナシ且大藏省ヘハ一月分翌月五日迄ニ甲乙管廳ヨリ互ニ屆出ヘシ

但乙ノ管廳ニテハ右送達之ナキ間ハ其證書賣買スルヲ差留置ヘシ

第八節 新舊公債證書所持ノ者管轄替相成ル節ハ甲ノ地方管廳ヨリ乙地方管廳ヘ相達スル儀ハ第七節ノ通リタルヘシ本人ハ所持ノ證書種類記號番號金高枚數及ヒ轉籍ノ年號月日住居ノ地名等詳記シ乙管廳ニ屆出ヘシ管廳ニテハ公債簿冊ヘ登記シ證書ヘ割印ヲ

テ下渡スベ
第九節
受買受ム
本管ノ人民
モ其廳ヨリ
但後日本
出ヘシ
方等第八
第十節 新
ル時ハ年々
務トナス
號金高枚數
地ノ管廳ヘ
手續ハ第七
スト雖モ都
利受取或ハ
カル事ナカ
分カ引分ヲ
出本管廳ヨ
載セル通リ
所轄勿論ヨ
リ委任狀ヲ
カルヘシ
但後日本
シ

○町村區域名
區域名
○北豐嶋郡
谷中村の內字
寺坂、川端
同村の內字下
同村の內字瑞
同村の內字安
同村の內字七
下駒込村の內
谷中村の內字
金杉村
谷中本村の內
三ノ輪村、同
崎、道久塚、
三河嶋村の內
千住南組の飛
三河嶋村の飛
金杉村の飛地
坂本村
下谷龍泉町
龍泉寺村
三ノ輪村飛地
千東村の內字
千住南組（字
地を除く）
右下谷區
○北豐嶋郡
千東村の內日
大門鷗耕地
地方山谷町
地方今戸町
千東村の內字
地方橋場町
千東村の內字
右淺草區
○南葛飾郡
須崎村（飛地
北本所出村
南本所出村の
押上村の飛地
小梅村（字道
小梅村地及飛地
請地村の內字
向、二貫目、
中ノ郷村（飛
須崎村の飛地
小梅村の飛地